

議第 113 号

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

昨今の賃金上昇等の社会的要因を勘案し、議員報酬を引き上げることにより、下呂市議会議員の更なる議員活動の充実・議員活動内容の可視化・若者や女性の参画の促進につなげ、もって持続可能な市政運営に期するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
区分	議員報酬月額	費用弁償	区分	議員報酬月額	費用弁償
議長	<u>400,000円</u>	(略)	議長	<u>370,000円</u>	(略)
副議長	<u>330,000円</u>				
議員	<u>300,000円</u>				

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

昨今の賃金上昇等の社会的要因を勘案し、議員報酬を引き上げることにより、下呂市議会議員の更なる議員活動の充実・議員活動内容の可視化・若者や女性の参画の促進につなげ、もって持続可能な市政運営に期するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下呂市議会議員の議員報酬の額について、市長の諮問に応じ、下呂市特別職報酬等審議会にて審議され、その答申を受けて議員報酬月額を引き上げます。

○報酬月額

役職名	改正後	改正前	増額
議長	400,000 円	370,000 円	30,000 円
副議長	330,000 円	300,000 円	30,000 円
議員	300,000 円	270,000 円	30,000 円

(別表関係)

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

(附則関係)

